

上三川町放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書

本仕様書は、上三川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第26号）及び上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第32号。以下「設置管理条例」という。）に基づき、上三川町が設置している上三川町放課後児童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の指定管理者が行う放課後児童健全育成事業などの業務の内容及びその範囲について定める。

1 対象施設の概要

別表1のとおり

2 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

3 開所時間

(1) 授業のある日・・・放課後から午後7時まで

(2) 小学校の休業日・・・午前7時30分から午後7時まで

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て変更することができる。

※年間250日以上開所すること。

4 休所日

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から8月16日まで

(4) 12月29日から翌年の1月3日まで

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て変更することができる。

※土曜日については、7つの放課後児童クラブのうち一箇所以上は開所すること。

5 指定管理者が行う業務

(1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関する業務

(2) 入所の許可、利用の制限及び入所の許可の取消しに関する業務

(3) 保育料の徴収及び減免に関する業務

(4) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

(5) 自主事業に関する業務

(6) その他、町長が必要と認める業務

6 指定施設の管理運営に関する基本的事項

- (1) 「保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊び及び生活をとおして入所児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事等の両立を支援する」という放課後児童クラブの使命を果たすため、管理運営方法について創意工夫を図り、サービスの向上に努めること。また、利用者の平等な利用を確保すること。
- (2) 常に善良なる管理者の注意義務をもって放課後児童クラブの適切な維持及び管理を図るとともに、利用者の快適性及び利便性を損なわない範囲内において、管理に係る経費の縮減に努めること。
- (3) 放課後児童クラブの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を備えること。
- (4) 事故や犯罪、災害等その他の緊急時に備えて、危機管理対応マニュアルを作成するなど、発生時における利用者の安全確保のため、適切な措置を講じること。
- (5) 個人情報取り扱いについて適切な措置を講じるとともに、守秘義務を遵守すること。なお、指定期間終了後若しくは指定管理者の取り消し後又はその職を退いた後も同様とする。
- (6) 業務に関する文書等（電子媒体に記録したデータ等を含む）の管理について必要な措置を講じ、適正に管理すること。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。但し、業務の内容によっては、町と事前協議の上で、維持管理業務の一部を再委託することができるものとする。
- (8) 学校余裕教室等の学校施設を利用する際は、各学校と別途取り決め書を協定時に定めることとし、その上で事業実施すること。

7 法令等の遵守

管理業務の遂行にあたっては以下の関係法令、関係例規等を遵守するとともに、公の施設の管理者として必要な法令遵守（コンプライアンス）を確保すること。

なお、本指定期間中に、関係法令、関係例規等の改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする。

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第32号）、同条例施行規則（平成18年規則第14号、以下「設置管理規則」という。）
- ・ 上三川町放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第23号、以下「基準条例」という。）
- ・ 上三川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年

条例第26号)

- ・ 上三川町個人情報保護条例（平成15年条例第43号）
- ・ 上三川町情報公開条例（平成13年条例第21号）
- ・ その他関係法令（施設の安全確保、衛生の保持に関する各種法令等）

8 放課後児童健全育成事業に関する事項

「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日雇児発0331第34号）に基づき、以下の育成支援を行う。

- (1) 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- (2) 子どもの出欠席と心身の状態を把握して適切に援助する。
- (3) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- (4) 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- (5) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- (6) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助する。
- (7) 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- (8) 子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- (9) 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援を行う。

9 保育料に関する事項

- (1) 指定管理者は、保育料の額について、設置管理条例第11条（保育料）の規定に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて定めること。
- (2) 指定管理者は、保育料の減額及び免除（以下「減免」という。）について、設置管理条例第12条の規定に基づき適切に実施すること。
- (3) 指定管理者は、減免対象世帯の把握にあたって生活保護受給証明書又は児童扶養手当証書等の添付を求めるなど、保育料の減免の公正・公平な実施に努めること。

10 人員に関する事項

- (1) 支援員（基準条例第11条に規定する放課後児童支援員をいう。以下、同じ。）は、基準条例第11条各項及び同条例附則第3項の規定により必要とされている人員を適正に配置すること。
また、障害のある児童を受け入れる際は、必要に応じて支援員を加配すること。
- (2) 放課後児童クラブ全体を統括する責任者（支援員の資格を有する者）を1名、さらに施設ごとに運営管理の責任者として専従人員（支援員との兼務可）を配置すること。

- (3) 支援員の資質向上を図るため、必要な知識及び技術（資格）の習得に向けた研修等を計画的に実施すること。
- (4) 指定期間の開始の日の前日までに、管理業務の遂行に必要な資格を取得し、及び必要な資格その他の能力を有する人員を確保し、並びに必要な訓練並びに教育及び研修等、業務を遂行するために必要な準備を指定管理者の負担において行うこと。
- (5) 平成29年度に支援員として勤務している者で、平成30年度も勤務を希望する者がいる場合は、指定管理者が定める職員選考基準等に基づいた上、継続雇用を優先させること。
- (6) 職員は、名札（顔写真・職名入り）を着用すること。

1 1 指定管理施設の施設及び設備等の維持管理に関する事項

- (1) 指定管理者は、その管理する施設（敷地及び建物全体（駐車場・外構・植栽・その他構造物等を含む）をいう。）、設備（以下「管理物件」という。）について、常に善良なる管理者の注意義務をもって使用及び保管すること。なお、指定管理者は、管理物件について、町の承認を受けた場合を除き、形状・形質等の変更及び管理業務以外の目的に使用してはならない。

- (2) 指定管理者は、管理物件を常に良好な状態で維持管理し、快適な環境を保つとともに事故等を未然に防止するため、日常点検、法定点検、定期点検等を行うこと。なお、以下に主な業務内容を示しているので、適切に業務を行うこと。

①清掃等

管理物件の環境を維持し、快適な環境を保つために清掃、除草、害虫駆除等を行うこと。なお、清掃を日常的な活動プログラムの中で実施するなど適切に行うこと。

②ごみ処理

施設から発生する廃棄物について、指定管理者の責任により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年上三川町条例第 14 号）及び町の指示に基づき適正に処理し、また、その減量に努めること。

廃棄物は町の指示に基づいた分別を行った上、各清掃施設へ自己搬入するか、もしくは町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者、又は県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理すること。

③警備

事故、犯罪、災害等の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに児童の安全を守るための措置を適切に行うこと。また、閉所時の施錠、消灯、安全点検等を適切に行うこと。

④消防（本郷北小、上三川小及び明治小学童クラブ対象）

消防設備をいつでも使える状態にしておくこと。また、防火管理者をおく必

要が生じることとなる場合には、あらかじめ指定管理者の負担において必要とされる研修を受け、配置すること。なお、必要が生じない場合においても、積極的に研修を受けておくこと。

⑤救急

AED機器や救急箱等を備え、応急手当の体制を整えておくこと。また、適宜、心肺蘇生法やAED操作方法等についての講習を受けること。

⑥その他法定点検、定期点検等

消防設備やAED機器は必要とされる点検業務等を適切に実施すること。また、屋内、屋外を問わず施設全体の日常的な点検を適切に実施すること。

1.2 自主事業に関する事項

指定管理者は、施設の利用促進を図るため、町の承認を得て、施設の設置目的に支障のない限りにおいて自主事業を行うことができるものとする。

なお、当該事業に係る経費は、原則として指定管理者の負担とし、利用者から費用を徴収した場合などで収益が発生したときは、指定管理者の収入とすることができるものとする。

1.3 経理等に関する事項

(1) 指定管理料

町は、協定に基づき会計年度毎に管理運営に係る経費として指定管理者に指定管理料を交付する。

ただし、不測の事態により指定管理料が不相当となったと認める場合には、指定管理料の変更の協議を申し入れることができるものし、指定管理料の変更の要否、変更金額等については、協議により決定するものとする。

指定管理料には、人件費、事務費、施設管理費、備品購入費、保険料、おやつ代、クラブ活動費（工作材料費等）、その他協議の上事業遂行上必要と認められる経費が含まれるものとする。

(2) 保育料

保育料は、指定管理者の収入とする。その他、保護者から徴収するものとしては、小学校の休業日時における昼食代、行事や自主事業等に係る実費徴収以外は認めない。なお、実費徴収する際には、事前に各放課後児童クラブで保護者に説明して承認を受けること。

(3) 財務事務処理規程の整備

指定期間の開始の前日までに、業務に係る財務事務の具体的な処理方法等に関する規程を定め、これに基づき適正に処理すること。

(4) 区分会計

業務に係る資金の収支については、他の会計と区分して経理し、独立した帳簿により管理しなければならない。

(5) 帳簿管理

① 帳簿書類等の保存

業務に係る帳簿、預金通帳及び財務関係書類等（以下「帳簿書類等」という。）は、当該業務の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

② 帳簿書類等の提出及び調査協力

町監査委員若しくは町又は町議会の求めがあった場合は、業務に係る帳簿書類等を提出し、又は出頭してその調査に協力しなければならない。

1 4 公共料金等に関する事項

光熱水費、電話料金及びケーブルテレビ・インターネット等の利用に要する費用については、指定管理者が負担するものとする。

本郷小学童クラブ、北小学童クラブ、坂上小学童クラブ及び南っ子学童クラブの4つの小学校内施設における電気料、上下水道料については町負担となるが、別途定める各学校との取り決め書に基づき、節約すること。

1 5 物品に関する事項

- (1) 指定管理者は、物品の使用及び保管については、常に善良なる管理者の注意義務をもって行うとともに、常に点検・補修を行い、利用に支障が出ないようにすること。
- (2) 指定期間の当初において必要と認める備品は、町から無償貸与するものとする。
- (3) 指定管理者が指定期間中に購入した物品については、町に帰属するものとする。
- (4) 指定管理者は、町に帰属する物品について、数量・使用場所・使用状況等を把握し、適切に管理すること。なお、町の所有に帰属する物品の処分については、事前に町の承認を要するものとする。

1 6 管理物件及び物品の損傷・滅失に関する事項

- (1) 町の負担で行うべき修繕は、経年劣化によるもの及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないものであって、町に帰属する管理物件及び物品にかかる1件あたり10万円以上の修繕又は更新とする。
- (2) 指定管理者の負担で行うべき修繕は、電球などの日常的な管理で必要となる部品、消耗品の購入及び前号に規定するもの以外の管理物件及び物品の修繕又は更新とする。
- (3) 修繕又は更新によって、当該管理物件及び物品の帰属が変更されることはないものとする。

1 7 業務報告等

- (1) 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、上三川町公の施設に係る指定管理者

の指定手続等に関する条例第10条に基づく事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

(2) 指定管理者は、設置管理規則第12条に基づき、業務に係る月例報告を作成し町に提出する。書式や内容については、町と指定管理者が協議して決定する。

(3) 町は、指定管理者に対しその管理の業務又は経理の状況に関して、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

1 8 要望、苦情対応、自己評価の実施等

指定管理者は、放課後児童クラブの運営に関する住民及び利用者からの要望や苦情に適切に対応し、その内容を月例報告等の際に町へ報告すること。なお、その内容や対応策については、支援員間で共通理解をもつこと。

指定管理者は、定期的に利用者アンケートを実施し、児童及び保護者のニーズ把握に努めること。なお、その結果については、施設内に掲示するなどして利用者に周知するとともに、町にも報告すること。

指定管理者は、協定書や業務仕様書に定められた業務について、日報や月報に記録するなど、施設管理業務や自主事業の実施状況、施設の利用状況、要望や苦情の件数、収支状況等を把握し、自ら分析・評価を行うこと。自己評価の実施により、管理運営の見直しや業務の改善を行うこと。

1 9 保護者支援、学校や地域との連携

指定管理者は、利用児童の保護者、在籍する学校や地域との連携を積極的に行い、児童の遊び及び生活の場の環境作りに努めること。

2 0 第三者への損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により放課後児童クラブの施設又は附属設備等を滅失、損傷又は汚損したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。また、指定管理者の責に帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者がその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じて町が損害を賠償したときは、町は指定管理者に対して求償権を有するものとする。指定管理者は指定期間中、自らの過失等により施設又は利用者等に損害を与えた場合に備え、損害賠償保険に加入すること。

2 1 災害時等の施設利用

町は、災害等の発生により必要があると認めるときは、施設を使用する場合があるので、協力を求めることがあり得る。この場合において、指定管理者は町に協力するものとし、町と指定管理者の業務分担及び費用分担については協議により定める。

2.2 責任（リスク）分担

町と指定管理者との責任（リスク）分担は、以下のとおりとする。

なお、リスクとは、指定期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等それらが顕在化した場合に、管理業務に係る支出又は収入に影響を受けるおそれのある事項等、協定締結時点において正確に予測し得ない事由によって損失（追加的支出）及び社会的責任が発生する可能性をいう。

- (1) 包括的な管理責任、事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断することとするが、第一次的な責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに町に報告しなければならないものとする。
- (2) 町は総合賠償補償保険、公有建物災害共済に加入するが、管理運営上の瑕疵に原因があって事故等が発生した場合に対応するために、指定管理者はリスクに応じた保険等に加入すること。
- (3) 町と指定管理者の責任（リスク）分担の考え方は、概ね別表2のとおりとする。

2.3 事務引継ぎに関する事項

- (1) 指定管理者は、自己の負担において、円滑かつ支障なく業務を開始するために、利用者説明会を実施するなど、必要な準備を行うこと。
- (2) 指定管理者は、指定期間が終了するとき、又は取消されたときは、町の指示に基づき、自己の負担において、町及び次期指定管理者に対して、遅滞なく事務の引継ぎを行うこと。
- (3) 指定期間の満了又は指定の取消し等には、町の承認を受けた場合を除き、管理物件の原状回復について指定管理者の責任及び負担において行うこと。

2.4 指定管理者名の表示

指定管理者が管理運営している町の施設である旨を明確にするため、『指定管理者名』と設置者としての『町の連絡先（所管課名、電話番号など）』を施設に表示し、案内パンフレット等にも明記すること。

2.5 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は町と協議し決定する。

別表 1

施設の概要

(1) 本郷小学校放課後児童クラブ

①名称	本郷小学童クラブ
②所在地	上三川町大字東蓼沼 2 5 1 番地
③施設構造	鉄筋コンクリート造（学校校舎）
④敷地面積	※（本郷小学校内 余裕教室利用）
⑤延床面積	78.16 m ² （放課後児童クラブ部分のみ）
⑥建築年月	昭和 5 1 年 3 月（学校校舎）
⑦開設年月	平成 1 8 年 4 月
⑧利用申込者数	2 8 名（平成 2 9 年 4 月 1 日現在）
⑨その他事項	上三川町防災計画上の浸水想定区域内に位置しているため、水防法等に基づく避難確保計画の作成や避難訓練の実施を要する。

(2) 本郷北小学校放課後児童クラブ

①名称	本郷北小学童クラブ
②所在地	上三川町大字西汗 1 5 2 8 番地 1
③施設構造	木造
④敷地面積	406.48 m ²
⑤延床面積	100.20 m ²
⑥建築年月	平成 1 5 年 2 月
⑦開設年月	平成 1 0 年 4 月
⑧利用申込者数	5 0 名（平成 2 9 年 4 月 1 日現在）

(3) 上三川小学校放課後児童クラブ

①名称	上三川小学童クラブ
②所在地	上三川町大字上蒲生 4 5 番地 1
③施設構造	木造
④敷地面積	985.88 m ²
⑤延床面積	150.71 m ²
⑥建築年月	平成 2 1 年 1 2 月
⑦開設年月	平成 6 年 4 月
⑧利用申込者数	5 4 名（平成 2 9 年 4 月 1 日現在）

(4) 坂上小学校放課後児童クラブ

①名称	坂上小学童クラブ
②所在地	上三川町大字坂上 6 2 8 番地

③施設構造	鉄骨造（体育館）
④敷地面積	※（坂上小学校内 体育館の一室利用）
⑤延床面積	55.00 m ² （放課後児童クラブ部分のみ）
⑥建築年月	平成15年3月（体育館）
⑦開設年月	平成20年4月
⑧利用申込者数	31名（平成29年4月1日現在）

（５） 北小学校放課後児童クラブ

①名称	北小学童クラブ
②所在地	上三川町大字上蒲生1725番地
③施設構造	鉄筋コンクリート造（学校校舎）
④敷地面積	※（北小学校内 余裕教室利用）
⑤延床面積	66.64 m ² （放課後児童クラブ部分のみ）
⑥建築年月	昭和55年8月（学校校舎）
⑦開設年月	平成9年4月
⑧利用申込者数	28名（平成29年4月1日現在）

（６） 明治小学校放課後児童クラブ

①名称	明治小学童クラブ
②所在地	上三川町大字大山558番地8
③施設構造	軽量鉄骨造
④敷地面積	458.00 m ²
⑤延床面積	145.25 m ²
⑥建築年月	平成12年3月
⑦開設年月	平成12年4月
⑧利用申込者数	22名（平成29年4月1日現在）

（７） 明治南小学校放課後児童クラブ

①名称	南っ子学童クラブ
②所在地	上三川町大字多功1412番地
③施設構造	鉄筋コンクリート造（学校校舎）
④敷地面積	※（明治南小学校内 余裕教室利用）
⑤延床面積	64.80 m ² （放課後児童クラブ部分のみ）
⑥建築年月	昭和41年12月（学校校舎）
⑦開設年月	平成14年4月
⑧利用申込者数	18名（平成29年4月1日現在）

別表2

「責任(リスク)分担」

責任(リスク)の種類	内容	負担者	
		指定管理者	町
施設、設備及び物品の維持管理		○	
施設、設備及び物品の修繕・更新	経年劣化又は特定できない第三者の行為により生じた町に帰属する施設・設備・物品の修繕・更新	○(費用が10万円未満のもの)	○(費用が10万円以上のもの)
施設の入所の許可、利用の制限及び入所の許可の取り消し		○	
行政財産の目的外使用許可			○
物価・金利変動(不可抗力に起因する場合を除く)	人件費・物品費等の物価変動・金利変動に伴う増加経費	○	
支払遅延によって発生した費用等の負担	町からの指定管理料の遅延が、指定管理者の責めに帰すことができない理由である場合		○
制度等変更	施設の管理運営に直接関係する制度改正に伴う損害・損失や増加経費		○
	上記以外の改正等による損害・損失や増加経費	○	
不可抗力による指定管理者の費用の増加	不可抗力に伴う施設・設備の復旧・修復による増加経費及び業務履行不能		○(合理性が認められる範囲)
政治・行政上の理由による事業変更	政治・行政上の理由により、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費		○(合理性が認められる範囲)
利用者・地域住民への対応	指定管理業務に関する苦情又は要望対応	○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者へ損害を与えた場合	○	
施設賠償責任	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	施設の構造上の瑕疵による場合		○
火災	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	施設の構造上の瑕疵による場合		○
事業終了時の費用	指定期間の終了又は指定取消しによる指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用	○	

※注 『不可抗力』とは、天災(地震、落雷、異常降雨等)、人災(テロ、暴動等)、その他町及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。ただし、入所児童数の増減及び減免対象世帯の増減は、不可抗力に含まないものとする。

なお、表に定める事項で疑義のある場合又は表に定めのないリスクが生じた場合は、町と指定管理者が協議の上責任(リスク)分担を決定するものとする。